

# 平成22年度第5回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

日 時：平成23年2月2日（水）

13：30～15：40

場 所：岐阜県庁舎 9階9北-1会議室

○ 開会の挨拶（事務局）

○ 議事

1 議事概要書署名委員の指名

委員長から署名委員として小森委員、坂本委員、高村委員を指名。

2 事業再評価実施個所の詳細説明及び審議について

① 河川事業 [事業主体：岐阜県]

・ 審議事業：河川総合開発事業【水無瀬生活貯水池】

・ 説明者：河川課長 堂菌課長

【審議内容】

委員

Q. これは多目的ダムとは言わないのか。

説明者

A. 多目的ダムです。

委員

Q. 渇水時とは、常に水を使うという目的では無い訳ですよね。緊急時には必要で、普通は必要ないということなので、洪水調節だけが目的と解釈して良いのか。

説明者

A. 通常は水道用水何m3を使用しますとあって、利水容量を確保するものであり、それを併せて多目的ダムとありますが、これは、水利権が新たに生じるダムではなくて、異常渇水があった時に緊急的に補給することを目的としています。この緊急水の補給に関しては、水道企業課が所管するもので、利水事業に係る目的であるため、そういう意味でこのダムは多目的ダムに当たります。

費用対効果については、異常渇水の効果は当然ありますので、異常渇水に対する効果を見込んで行う算定方法はあります。しかし、今回の費用対効果は、前回の事業評価監視委員会と同様に洪水軽減効果を代表して示しております。

委員

Q. パイプライン等の緊急補給施設の建設費は計上されているのか。

説明者

A. ダムは治水分と利水分を合わせて一体で建設しますので、ダム全体の建設費に計上されています。総事業費約60億円を貯水容量の比率で割り振り、治水分で20億円程、利水分で40億円程の負担割合です。

また、水無瀬ダムは岩屋ダムからの木曾川右岸幹線水路のすぐ横に建設予定であり、水路から水を汲み上げるポンプ設備やダムと水路間の送水管が別途必要ですが、このダムの事業費には含まれていません。

委員

Q. 7ページと9ページの事業目的で説明している計画高水流量の数字の違いと12ページの費用対効果の費用でマイナスしている残存価値とは何か。

説明者

A. 計画高水流量の数字は、ダムを建設する地点と水無瀬川が飛騨川と合流する地点の流量をそれぞれ示しており、集水面積の違いから数字が異なります。また、ダ

ム地点と飛騨川合流地点でそれぞれ20m<sup>3</sup>/sの洪水調節を行います。

残存価値については、通常50年間ダムを使用した時のダムそのものの価値を残存価値として示し計算することになっており、治水分の残存価値として6千万円、利水分の残存価値として1億7百万円、合計で1億6千7百万円が残存価値となっています。

委員

Q. ダム、調整池、貯水池の区別を教えてください。

平成28年度に事業完了とあるがダム検証も今後適切な時期に実施するとのことであり、今後の進め方等について説明してほしい。

説明者

A. 水無瀬川を横断構造物で遮って、そこに水を貯めるので、ダムではあるんですが、比較的小規模なダムを生活貯水池と言っています。

また、水道用水を所管する厚生労働省の補助採択上では、原水調整池という位置付けになっています。

平成28年度完成の予定で計画を策定していますが、現実的には難しい状態です。

委員

Q. 利水分の容量がしっかりと確保されているので利水ダムとして位置付けはできないのか。渇水時の緊急補給と言わなくても良いのではないか。

説明者

A. 水利権行政に関わる話ですが、人口が増えて、その分の水を確保するためにダムを建設するのであれば、利水という位置付けになりますが、水無瀬生活貯水池は、新しい水利権を取得するのではなく、渇水時などに補給し、水道用水を安定供給することが目的であるため、このような表現となっています。

委員長

治水や渇水対策施設は異常時にしか実感されない。そのため、平常時が長く続くとそれに慣れてしまい、これらの施設の必要性が忘れられがちとなる。これらの施設は異常時を想定して計画されるが、平常時を基準にすると無用の長物と曲解されることになってしまう。災害が発生した時を基準にするのか、安定している時を基準にするか、どこを基準にするかによって意見が分かれることにもなる。ただし、地域の住民も望んでおり、県内どこにいても生命・財産・生活ができるだけ同時に守られるようにしていくことが県政の基本だと思いますので、事業目的の意義は現在も失われていないと考える。

【意見】

・今後、国の新たな基本方針に基づいた検証も実施するという事で対応方針(案)の通り現在の調査段階を継続するという事で了承する。

### 3 事後評価実施個所の詳細説明及び審議について

#### ① 農業農村整備事業 [事業主体：岐阜県]

・審議事業：県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業【乙姫地区】

・説明者：農地整備課長 後藤課長

【審議内容】

委員

Q. 計画交通量に比べ2倍近く交通量があるということで、交通に対する効果は非常に高いことは理解できるが、学校の通学路としての安全配慮や立派な道路になることで地域住民の昔からの優先道路も変わってくるので、特にお年寄りへの配慮はされているのか。

説明者

A. 乙姫大橋には歩道や照明を設置しており、農道として出来る範囲の措置をしています。アンケートの中では事故や通学に心配等の意見は出ていませんが、今後話があれば、市の方にも要望を伝えつつ、県としても今後の農道整備に留意していきたいと考えています。

委員

Q. 受益面積は川上の全農地まで含んでいるのか。この農道の受益農地に関する採択基準はどうなっているか。

説明者

A. 川上地区の全農地を含んでいます。採択に関しては、土地改良法により、地元から事業申請がなされ、関係農家の同意を徴収するもので、この場合は受益面積340ha余に対し、600戸以上からの同意を経て採択されています。

委員

Q. 受益面積について、たとえば農地転用とかが進んで、農地が無くなっても、事業としては成り立っていくのか。受益面積の許容値とかはあるのか。

説明者

A. 厳密に言えば、投資的効果1.2ということで、ルール上費用対効果は1.0以上となっていることから差は0.2あります。効果は農地からの産物で成り立っているため、農地の減少が進めば農産物の輸送も減少します。今は、効果が1.2ありますので、そういった意味では、若干、受益面積に余裕があると言えます。

委員

Q. 便益が当初より2.4倍増えている要因で堆肥化施設の増設とありますが、堆肥化施設の増設がなければ費用対効果を1.0以上確保することは難しかったのか。

説明者

A. 指摘のとおり、堆肥化施設がなかったら難しかったかと思われまます。事業を進めるなかで不測の要因により建設費が増加していきましたが、農道の利用・効果について検討する中でJAの堆肥化施設の増設計画と合致しました。

委員長

最終の事業費が当初に比べて3倍近くに膨れ上がっている。自然相手で不測の要因で増加することも考えられますが、あまりにも多すぎる。今後、実施する時には十分留意していただきたい。

説明者

A. 現場をよく精査して必要であればボーリング調査をするなどして計画を策定すべきであったと考えています。

【意見】

・通行し易くなった反面、事故のリスクも高くなっており、今後も交通安全について留意してほしい。

② 林道事業 [事業主体：岐阜県]

・審議事業：ふるさと林道緊急整備事業【宮谷～金坂線】

・説明者：森林整備課 黒崎課長

【審議内容】

委員

Q. 最終的な事業費が当初計画していた事業費と大きく差がなかった事について、コスト縮減等努力されたことがあれば教えてほしい。

説明者

A. 路肩擁壁をコンクリートから現地で発生した残土を利用した工法に見直すなどによりコスト縮減を図りました。

委員

Q. 37ページの間伐面積の実績・今後の計画がアンバランスに思えるが、これは市況の動向などを判断して計画しているのか。施業計画の考え方を教えてほしい。

説明者

A. 平成20年度に保育間伐が伸びたのは、森林公社が林道から作業路をつけて事業を実施したことが大きな要因です。これまでは、木も小さく保育間伐が中心でしたが、現在は木も成長してきており、これからは利用間伐が増えていくと考えています。また、林政部としては、こうした資源が充実してきた森林を利用して、木材需要の拡大を図っていききたいということから、利用間伐に重点を置いて施策を進めていききたいと考えています。

委員

Q. 林道が整備されコストが安くなることによって間伐材が市場で消費できる状況になっているのか。

説明者

A. 林道の整備によって生産性を上げればコストは下がります。一人一日当たりの生産性が以前は2～3m<sup>3</sup>だったのが5～6m<sup>3</sup>程度に上がってきており、更に生産性を向上させなければいけないと考えています。木材価格は中々上がらないので出来るだけコストを下げるような施策を進めていききたいと考えています。

委員

Q. 本巢市の若者は岐阜市に働きに出ってしまうことが多いと思うが、地元に残って働いてもらうことが大切だと思う。地元の若者等が地域林業の従事に繋がるような、就業環境の改善策など雇用を増やすための努力はしているのか。

説明者

A. 地元には森林組合と民間事業者があり、近年若手の従事者を雇用しています。これからはそういった若手従事者が活躍できるよう、仕事を確保していく必要があります。まだまだ、給料面や待遇面では難しい面もありますが、昔のような力仕事ではなく高性能林業機械を導入した効率的な作業環境を整備する必要があると考えています。

委員

Q. 森林所有者の意向を反映した林道線形の選定とあるが、どのようなことを反映したのか教えてほしい。

海外に比べたら、まだまだ生産性を上げる余地があり、生産性向上のため、成功した事例を横展開していく必要がある。

説明者

A. 林道だけで仕事をするのは難しく作業路も含めた総合的な路網を考える中で、森林所有者の意向に応えながら効率的な路網整備を基本に考えています。

委員

Q. その他の便益で「ふれあい機会確保便益」が挙げられているが、公共事業を行

う際に実際に林道を利用される方は直接的な便益を受けますが、周辺住民のほとんどが林道の役割や事業の意味が周知されていないことがあると思います。事業を進める上では事業の必要性や重要性について周辺住民にしっかりと説明し理解してもらう必要がある。

説明者

A. わかりました。

委員

Q. 林道利用に関するアンケートで「利用した・利用している」を61%と評価しているが「1回通ったことがある」は、たまたま通ったかもしれない。読みかえれば85%は利用していないという評価になるが、事業効果の発揮ということからするとどのような判断になるのか。

説明者

A. 「1回通ったことがある」の評価については、森林所有者が林道の整備によって自分の山に足を運べるようになったということだと判断し評価しています。これを機に更に森林整備への意欲が広がっていくことを期待しています。

委員長

岐阜県は飛山濃水で清流の国です。清流は山に森林があって実現するもので森林の整備が必要であることは誰でも理解している。ただし、事業の意義や効果が分かり難いので、幅広く都市部の方にも理解を得る努力をするとともに、効率的な森林整備が進むようお願いしたい。

【意見】

- ・アンケート調査については更に精査してほしい。
- ・事業の意義や効果を一般の方にも理解が得られるよう一層の努力をしてほしい。

③ 治山事業 [事業主体：岐阜県]

・審議事業：水源森林総合整備事業【琴ヶ沢地区】

・説明者：治山課 服部課長

【審議内容】

委員

Q. 山地災害防止便益が大きくなった理由は恵南豪雨災害時に緊急治山事業を区域外で実施したことが効いているのか。

説明者

A. 山地災害防止便益の算出は災害が発生した時に影響を及ぼす対象人家296戸に被害想定額を掛けて機械的に算出していますので緊急治山事業については反映されていません。

【意見】

- ・効果が上がっているが、雨はこれまでの想定を超えることがあり得るため、安心しきらずに、今後も監視を行ってほしい。

④ 街路事業 [事業主体：岐阜県]

・審議事業：公共街路事業・地方道路整備臨時交付金事業【(都)中濃大橋御嵩線】

・説明者：街路公園課 村沢課長

【審議内容】

委員

Q. 将来の交通体系をどう考えているのか。

説明者

A. 三工区の整備が完了したら交通体系も変化してきますので、整備後、周辺の道路網を考えながら交通体系について検討します。

委員

Q. 資料にすばらしく立派な歩道橋の写真がありますが、将来的に少子化が進む中でここまで立派な歩道橋が必要だったのか。

説明者

A. 元々歩道橋もあり、通学路指定もされていきました。四車線化の計画で交通量も増加することから歩行者の安全確保の面から必要な歩道橋と考えています。

#### ⑤ 道路事業 [事業主体：岐阜県]

・ 審議事業：公共道路改築事業【(国)303号 川上・八草バイパス】

・ 説明者：道路建設課 近藤課長

【審議内容】

委員

Q. これまで2回ほど通ったことがあるが、ほとんど交通量がなかった。12時間当たり712台という調査結果であるが、実態と合っていないのではないか。交通量の多い時期を選定して調査を実施していないか。年間を通して調査結果程度の交通量は見込めるのか。

説明者

A. 交通センサスは通常、秋の交通量の落ち着いた時期に行います。県の調査も、この時期に実施しており、特に交通量が多い日を選んで調査をしたわけではありません。

委員

Q. 対向車も少なく、ここまで快適に走れる道路が必要だったのかは考える必要があるのではないか。

委員長

都市部の道路と比較すると費用対効果は低くなるのは当然である。しかし、この地域では冬季通行止区間の解消など、費用対効果に計上されていない効果が大きく事業目的は達成されていると判断できる。

#### 4 審議結果のとりまとめ

○再評価

【河川事業】

・ 河川総合開発事業（水無瀬生活貯水池）

審議結果：事業主体の対応方針（現在の調査段階を継続）を了承する。

○事後評価

①【農業農村整備事業】

・ 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（乙姫地区）

②【林道事業】

・ ふるさと林道緊急整備事業（宮谷～金坂線）

③【治山事業】

・ 水源森林総合整備事業（琴ヶ沢）

④【街路事業】

- ・公共街路事業・地方道路整備臨時交付金事業（都市計画道路中濃大橋御嵩線）

⑤【道路事業】

- ・公共道路改築事業（一般国道303号 川上・八草バイパス）

審議結果：審議した5事業について、事業効果が得られていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

